

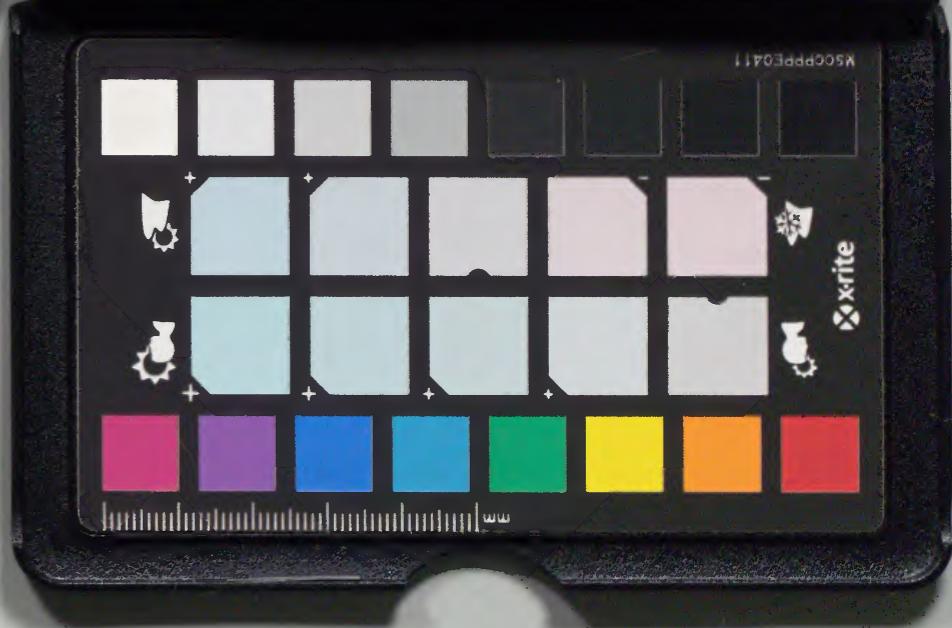
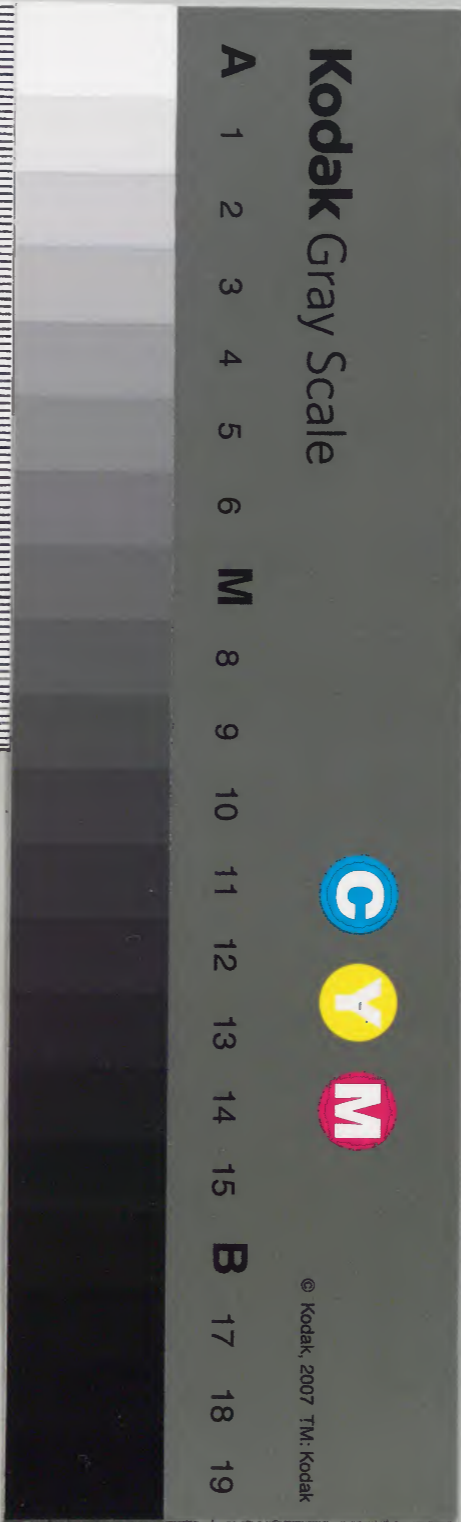
冷泉天白事記 史料百六十七 一上

和書門
類號三九一
函架四〇九
冊架四〇九

和書
三九號

內閣文庫
和書
類號三九一
冊架四〇九
函架四〇九
(一七三)

內閣文庫	
番號	和 93
冊數	409 (173)
函號	141 131



Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

太政官文庫			
共	史	湘	
七	三	書	
	九		
冊	函	甲	門

史料卷之百六十七

温故堂文庫

冷泉天皇事記第一上

起康保四年五月盡八月

冷泉天皇

六十三代三十五世

治二年

安和二

皇

年代畧記云冷泉院講憲平村止第二子

母

皇后安子右大臣師輔公女天曆四年庚戌

五月廿四日

辛酉

誕生同七月十五日為親王

同廿三日立太子

一歲

六年十二月八日著袴

十年四月十九日御書始應和三年二月廿

八日 辛 於紫宸殿元服四十

御産部類記引外記記云天曆四年五月廿

四日 辛酉寅剋女御有御産事其所高倉小

路東春日南前但馬守藤原遠規宅也按大鏡為

生於備前介在衛五條家誤也
同裏書帝王編年記同本書

大鏡云はこれなりと冷泉院天皇と申す相承

天皇是也二の皇太子なりは母皇辰宮あり

史記云大左師輔乃おとす此才の口むす久なり

二史みりと天曆四年庚戌六月廿日在衛乃おとす此

史の後に任下にて備前介と云ふこと又た申へり

と云ふのふ條此家ありて申すは御産部類記同奉七月

廿二日東宮ありて是の御産事三年癸亥二月廿八日

御元服御奉十四

康保四年丁卯

五月小 己丑朔

廿五日 丑 踐祚事

百練抄云五月廿五日踐祚按歷代皇紀皇
紹運錄踐祚部類抄愚管抄等為受禪一代
要記帝王編年記皇代記園太曆大鏡裏書
等同
本書

日本紀畧云五月廿五日癸丑巳時村上天皇崩

於清涼殿年四子尅奉璽劔於皇太子直曹

襲芳舍或云凝固三關警諸衛按新主御在

一代要記歷代皇紀皇年代記皇年代畧記

帝王系圖等為凝花舍踐祚部類抄為襲芳

孰是未知

又村上紀云五月廿五日癸丑皇太子受天
祚於凝花舍戍刻右大臣行警固事所司奉
木契松脂等

醍醐寺雜事記云帝王系圖云康保四年五
月十四日天皇不豫廿五日天皇崩清涼殿
年四十二即日太子嗣祚凝花舍

一代要記云康保四年丁卯五月廿五日踐
祚十八歲於凝花舍傳劔璽等

踐祚部類抄云康保四年五月廿五日癸丑
受禪新主襲芳舍已二刻天皇崩於清涼殿
上卿右大臣源朝臣高明子刻大納言藤在
衡以下令持神璽寶劍於左右近少將置皇
太子直曹

廿七日乙卯先帝御入棺并依遺詔停素服舉哀
事

日本紀畧云廿七日乙卯大行皇帝御入棺

依遺詔仰令停素服舉哀但可有心喪六月
二日己未停止素服舉哀宴飲作樂著美服
承知官并下左右京五畿七道諸國合廿八
通也

左大臣實賴聽輦車事

公卿補任云左大臣從一位藤實賴五月廿
七日宣旨如舊聽乘輦車出入宮中按又見
上日本紀

廿八日丙辰仰至御葬日可廢務由事

日本紀畧云廿八日丙辰至于先皇御葬日諸司可廢務者

類聚并宣抄云被右大臣宣偁自今日至于先皇御葬送之日可廢務之由宣召仰諸司者康保四年五月廿八日少外記大藏弼邦奉同月廿九日仰式部大錄鴨連量兵部大錄小槻陳群等了

是月齋院婉子內親王退出事

一代要記云齋院婉子內親王醍醐第三女

康保四年五月退而出家按齋院記以出家為安和二年九月

七日而不載退院事

停著欽政事

權記云長保二年十二月廿七日右衛門督

參入被申云著欽政者年來五月十二月為

期所行來久矣而當月欲行之相當皇后宮

崩給之間不能行之天曆八年以往依無日
記不見其例自尔以來無不年而行但康保
四年不行其例不吉欲行之無其吉今日以
後三箇日不可決罰罪人不判刑殺之由見
式條又欲不行計日數之罪人已可過半年
非蒙勅定可難自由者仰云式條所謂三日
之內不可決罰不行之例縱云不吉至于無
可然之日不可行之者出

市行記云康保四年五月村上帝崩小日記
不注著欽政日彼年五月依御喪不行歟或
人云十二月一度行之云々若有大赦乎可
尋

六月大 戊午朔

一日 戊午 日蝕事

日本紀畧云六月一日戊午日蝕廢務

小右記云長和四年六月一日日蝕虧復歷

見古勘文康保四年六月一日日蝕相似而

己

二日己未依先帝一七日修諷誦事

日本紀畧云二日己未七寺修諷誦依初七日也

四日辛酉先帝御葬送事

大鏡裏書云村上天皇康保四年五月廿五

日癸丑巳刻崩于清涼殿春秋四十二同六月四

百六十七之六

日奉土葬于村上山陵按又見一代要記醍醐寺雜事記

扶桑畧記云五月廿五日天皇春秋四十二

崩山陵山城国葛野郡村上陵六月四日葬之仁和寺也

日本紀畧云四日辛酉今夕奉土葬先皇於

山城国葛野郡宇多郷北中尾酉四刻出御

自陰明宣秋殿富門親王公卿已下供奉僧

都觀理於内膳司南門勤御導師律師法藏

為咒願

權記云寛弘八年七月八日今日御葬送也
黄幡主典代内藏屬宗岳時重持之此幡延
長立小屋形内天曆六年藏人所人持之康
保四年出納伴康兼持云
采花物語云...
百友と云...
あゝと云...
あゝと云...

地...
上...
ほ...
白...
さ...
み...
の...
い...

けりあつちいりるるるるるるるるる
 きたりゆゆとせよあまひ換り月をす
 ねまにせまへしとあらはれりあま
 かり涼園あはれあはれはるるるる
 くとりて下れ人うすしやるるるる
 ちりるるるるるるるるるるるる
 蜻蛉日記を又月にもありぬ十日に村上の
 すもるるるるるるるるるるるるる

和名十之八

十 花かよのにかんてはせ給ぬ東冷泉宮をれらるるる
 かしを給中みさきやなふやときくふりるる
 ときやうが人くうふあかりいやはらたわら
 りるるるるるるるるるるるるる自観殿
巻二十
 けち方にうすりまてきくふるるるるにせちと
 ろつれまこゆとこさるるるるるるるるるるる
 く後やふあがしりたあいとあひけらるる
 へとらたみさるるるるるるるるるるるるる

也河...

九日^{丙寅}二七日御誦經并令殖樹於山陵充守

^上戶事

日本紀畧云九日丙寅先帝二七日也發遣

七寺御誦經使仰_下可開諸門之由村上御陵

可殖樹之由被仰左右衛門又可充陵戶伍

烟官符

十日^{丁卯}停月次祭神今食事

百六十七之九

日本紀畧云十日丁卯奏明日月次神今食
可停止依先帝御穢中也

左京大夫兼家補藏人頭事

職事補任云藏人頭左近中将從四位下藤

兼家康保四六十補_{左京大夫}

公卿補任云藤兼家應和二正七從四位下同

四三廿七左京大夫康保四正廿兼美濃權

守六月十日為藏人頭_{干時左京大夫}○
_{按一代要記同之}

急孝抄云九條殿の子を堀川内閣白兼法皇

院兼家六女を御中決すといふ事とも云

まゝありておぼくは冷泉園融為帝と云

人これといふは御中決すといふ事とも云

坊主もにらむは御中決すといふ事とも云

人をも堀川内閣の御中決すといふ事とも云

是れも御中決すといふ事とも云

らまは御中決すといふ事とも云

かく更禪乃に此後人々にわけてあえ給ふ事

と云おぼくは兼家より御中決すといふ事とも云

からいふ人をも御中決すといふ事とも云

かゝる事

蜻蛉日記云東宮亮といはける人をも御中決す

事とも云

こと少くおぼくは御中決すといふ事とも云

定先帝御齋會行事所并於弘徽殿行御修法

事

日本紀畧云左右衛府正廳為先帝御齋會
行事所弘徽殿有息災調伏御修法

十一日戊辰大祓事

日本紀畧云十一日戊辰於八省大祓依月
次神今食停止也

十六日癸酉三七日御誦經事

日本紀畧云十六日三七日御誦經使七寺

百六十七之十一

除御錫紵事

又云天皇除錫紵臣下同除之式部卿元長

親王彈正尹章明親王左右大臣如舊可聽

帶劔酉尅天皇除御素服依遺詔不被行大

祓事但內藏寮進祓物於御前宮司有御解

除事

廿二日己卯左大臣蒙關白詔事

日本紀畧云廿二日己卯詔令左大臣關白

万機大内記成忠草詔按百練抄為廿七日

代要記帝王編年記
歷代皇紀等同本書

醍醐皇子源盛明為親王事

又云大藏卿正四位下源盛明為親王按一代要

記河海抄為
七月可疑

一代要記云盛明親王母周子同時明賜源氏姓

叙正四位下任大藏卿康保四年七月改為

親王

河海抄云上野大守盛明親王康保四年七

月為親王元源氏大藏卿正四位下

廿三日庚辰四七日御誦經事

日本紀畧云廿三日庚辰四七日御誦經使

寺

三十日丁亥五七日御誦經事

日本紀畧云卅日丁亥五七日御誦經使七

寺

又村上紀云六月卅日丁亥親王院司等於
冷泉院修先帝五七日御諷誦

七月小 戊子朔

五日 壬辰盛明親王叙四品事

日本紀畧云七月五日以盛明親王為四品

六日 癸巳關白左大臣上表事

日本紀畧云六日關白謝表有勅答權右少

弁輔正作之

百六十七之三

六七日御誦經事

又云六七日御誦經使七寺

七日 甲午關白左大臣奉為先帝修諷誦事

日本紀畧云七日甲午關白左大臣於冷泉

院奉為先帝被修諷誦以螺鈿箏倭琴橫笛

高麗笛充之

花鳥餘情云康保四年七月村上天皇六七

聖忌小野宮殿修諷誦和琴橫笛等為衆僧

布施

奉朝文粹清慎公奉為村上天皇修諷誦文

管三品敬白請諷誦事三寶衆僧御布施螺

細箏一張倭琴一張已上各納木橫笛一管

高麗笛一管已上各納金銀蒔繪匣一合花

机并信濃布二百端右六七聖忌光陰正盈

欲陳心憂聲被淚溺唯願諸佛愍念諦聽昔

六者延長明主醍醐賜示彈箏之趣弟子承彼德音

百六十七之十四

傳奏先皇村上曲更歸雲霄之上器猶留塵巷之

間又有一龍笛蓋前代之名物也彼竹與絲

擬獻天子添花加美暗經日辰自玉洞之駕

晏出瑤池之蹕長遷欲供於玄宮顧命疑在

霸陵之風將安於黃閣素意誠是咸池之浪

豈敢為人寰之翫須以作佛界之資且夫管

可遞吹故異方之聲無厭絲不獨撫故流俗

之調相俱同混蜀越之輕財摠捨梵唄之假

砌雖前日之懇念與今日已違而奉君之深
誠以奉佛舊德欲達然則諷誦功德奉飾遊
魂移瑩鏡舊德之光圓覺月新果之彩衆生
法界利益無邊弟子昔為憶報國之殘日愴
景暮而齡傾弟子今奉戀早世之聖朝慙命
薄而祚長只泣迴增寶壽之至心以告發成
正覺之弘願而已敬白康保四年七月七日
從一位行左大臣藤原朝臣實賴敬白

參議好古諱職事

日本紀畧云今日參議小野好古上致仕表

按小野氏系圖
為九月恐誤

公卿補任云參議從三位野好古七月七日
致仕

先帝宮人退散事

後紫集云天曆帝（即孝德天皇）七月七日

御（即孝德天皇）是日退散宮人女房

此のうにまゝに不ふりけふ清原元輔のふりい
て川原たらしむるは神ふあふんとすらん
ひんくは人へはたまりてはなれども乃
ひんくはあふりけふはきいれり

右京大夫通家平事

尊界分脈藤原経季男通家本通母但馬守

能通女従四位上右京大夫皇太后宮亮康

保四七七卒

百六十七之十六

大僧都延空入滅事

歴代皇紀裏書云興福寺別當律師延空増

利大僧都弟子應和元年四月十九日補同

十二月任少僧都康保二年十二月任大僧

都四年七月七日入滅七十治六年按紀畧

僧細補任為前年興福寺別

當次第同年代記同本書興福寺寺務次第云延空佐伯氏日向國入

于時少僧都應和元年辛酉十二月廿八日任

治六年康保四年七月七日化七十八

九日丙申頒延喜式事

日本紀畧云九日始頒延喜式

延喜式表云臣等謹奉綸命忽履薄氷於是
搜古典於周室擇舊儀於漢家取摛弘仁貞
觀之弛張因修永徽開元之沿革勒成二部
名曰延喜格式但格十二卷筆削早成往年
奏御式五十卷撰集纔畢今日上聞云延

百六十七之十七

長五年十二月廿六日外從五位下行左大

史臣阿刀宿禰忠行從五位上行勘解由次

官兼大外記紀伊權介臣伴宿禰久永從四

位上行神祇伯臣大中臣朝臣安則大納言

十正三位兼行民部卿臣藤原朝臣清貫左大

臣正二位兼行左近衛大將皇太子傅臣藤

原朝臣忠平

全文在醍醐
天皇事記

十四日辛丑七日御齋會事

日本紀畧云十四日辛丑於清涼殿被修先
帝七日御齋會嘉祥三年例也又舊臣等
於冷泉院修之少僧都觀理為講師
十五日壬寅政始并音奏事
日本紀畧云十五日壬寅政始自寅剋内豎
有音奏事
大外記師夏記云平敷政御中陰以後被行
例康保四年五月廿五日村上天皇御事七

月十五日政始也有申文
先帝女御莊子女王更衣祐姬為尼事

日本紀畧云今日先帝女御從四位上莊子
女王并更衣藤原祐姬等為尼大法師千觀
為戒師
一代要記云村上天皇女御莊子女王中務
卿代明親王女母右大臣定方女天皇崩後
為尼

歷代皇紀云更衣藤祐妃大納言元方女按祐

妃皇胤紹運録作元子一代要記大鏡裏書皇胤系圖作祐姫姫妃讀蓋同耳

大鏡裏書云三品兵部卿廣平親王村上天

皇第一皇子母更衣藤原祐姫民部卿元方

卿女

榮花物語云とこ此書くはみそ司の娘

あそめ里みこされたるをいふも取らるる

かゝるに始まるはえき氏初ん入むすり色

四百六十七

まのり姫より年は長きとていふはさし

にまをすくわさるるにあらまゝに始

りてはあはれにさしつるものさし

てかゆは九條敏乃女安子木はまをさる

たよのさるはかた兼子いかにあはれ

いふはうたふたふたはまをさる

えちか御女たあなるのよとてまのり

あまのりよのこみこされはあまのり

とていふにいとほしき事なりと申すに
いふにいとほしき事なりと申すに
つゝ申すにいとほしき事なりと申すに
とていふにいとほしき事なりと申すに
つゝ申すにいとほしき事なりと申すに
とていふにいとほしき事なりと申すに
つゝ申すにいとほしき事なりと申すに
とていふにいとほしき事なりと申すに
つゝ申すにいとほしき事なりと申すに
とていふにいとほしき事なりと申すに

よはつせいといふにいとほしき事なりと申すに
つゝ申すにいとほしき事なりと申すに
とていふにいとほしき事なりと申すに
つゝ申すにいとほしき事なりと申すに
とていふにいとほしき事なりと申すに
つゝ申すにいとほしき事なりと申すに
とていふにいとほしき事なりと申すに
つゝ申すにいとほしき事なりと申すに
とていふにいとほしき事なりと申すに
つゝ申すにいとほしき事なりと申すに

天曆七
天禄三

いめをふみし...
...
...
...
...
...
...

十六日 癸卯 右中辨濟時補藏人頭事
一代要記云藏人頭藤濟時從四位下右中

辨先朝頭康保四年七月十六日補 按公卿補任為

百六十七之廿二

八月職事補任歷代皇紀同奉書而職事補任為右中將非也

公卿補任云藤濟時康保三九廿七右中辨

少將如元同四正七從四下同廿五日藏人

頭五月廿五日停頭同日辭少將八月十六

廿日藏人頭

廿日丁未 少僧都安秀任興福寺別當事

興福寺寺務次第云安秀 美濃國人于 康保

四年丁卯七月廿日任 按帝王編年記秀作尋非也歷代皇紀裏

書同
本書

法中補任云興福寺別當少僧都安秀康保

四任治三年

廿三日庚戌除目事

源詔秘訣引清慎公記云康保四年七月廿

二日宰相中將來言延光雜事次言主上追日本

病發給之由左兵衛佐佐理云高聲歌給田

中之井戶或法用云按左兵衛當左衛門督師氏

百六十七之廿三

又來云今日侯殿上邊渡殿放歌御聲甚高

其歌者子奈良波云、近衛官人皆承御聲

頗以不便明日可有除目云、如此之間何

被行公事乎云、往代聞武猛暴惡之主未

聞狂亂之君如此之間外戚不善之輩競成

昇進之望左衛門督云藤納言望大納言云

云入夜後右少將為光朝臣來云明日除目

一昨右大將與藤納言議定畢之由傳來云

云揚名關白早可被停止之者也

廿五日 壬子 先帝更衣正妃平事

日本紀畧云廿五日更衣正五位下藤原正

妃平

皇胤系圖云致平親王母更衣藤正妃左大

臣在衡女昭平親王母同保子内親王母同

按皇胤紹運録同之

兼至西院之ありしれ按奈大納之のむとあ

めあさられは息をさくさくしきりし中 中 按奈みやを

あをさくさく 致平 宮女この 保子 うみやまきま川利

後川 中 あさられは息をさくさくおろえなる

か 畧 宮さくさくあさられは 中 保子 中 按奈みやを

拾遺集を陰目のこゝろみわたにけりし 中 保子 中 按奈

交友れはあひよりねと 中 保子 中 按奈

し 中 保子 中 按奈

人 中 保子 中 按奈

し

新勅撰集云雪のりゆる秋の葉を衣る
けつるる天磨津敷をりよの書とつまむ
おしといふゆゑとて小なるやゝりて作す
文友ふれ冬のおゆゑにふおさくそふつ
そらう書中とたのま

廿九日丙辰先帝女御芳子卒事

日本紀畧云廿九日先皇女御從四位下藤
原芳子卒大納言師尹息女也
按又見一代要記諸道勅

百六十七之廿五

文

大鏡裏書云宣耀殿女御芳子村上女御左大臣

師尹公女天德二年十月廿八日為女御從四位下

位下康保四年七月廿九日卒

西宮記裏書云應和二年正月九日右大將

藤原朝臣師尹延光申女御芳子叙四位之喜上

皇胤系圖云昌平親王母女御藤芳子左大

臣師尹女永平親王母同按皇胤之運録同

榮益物語云宣耀殿の女御と云々六八八の事

昌平永平

うまはれ給へりけしと云々六宮にせりけり御給へり
八宮うたむのめと云々おとと云々宣耀殿の女御
みまへりまへりけりおとと云々甲のまへりみまへり
とわたりけり物と云々おとと云々おとと云々た田
へりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけり
けりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけり
くへりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけり

百六十七之廿六

時の少羽に云々おとと云々おとと云々おとと云々
けりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけり
うへみまへりけりけりけりけりけりけりけりけり
をへりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけり
けりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけり
枕を云々村の少羽に云々おとと云々おとと云々
えりけりけりけりけりけりけりけりけりけりけり
甲の少羽に云々おとと云々おとと云々おとと云々

きみなりおとこ...
まこえを...
はまきまきんの...
とわめを...
強んと...
さ...
い...
い...

これに女...
い...
の人...
に...
い...
く...
か...
ま...

ほとらふりしたるものうらみんはあはれし
けし人よりおこらむやまゝにすしをゆくやとせ給
いこまにたまひてをいひても情まてなごいあはれ
十人ほどゆたふことなるうらみんはあはれし
いあはれしうらみんことみつけくともやまゝんせ
ゆかきやまゝおがくはゆかきすもあはれし
小あはれしうらみんことみつけくともやまゝんせ
おがこれいひあはれしとせしたるあはれし

久志ありておこらむやまゝにすしをゆくやとせ給
いあはれしうらみんことみつけくともやまゝんせ
ゆかきやまゝおがくはゆかきすもあはれし
小あはれしうらみんことみつけくともやまゝんせ
おがこれいひあはれしとせしたるあはれし
久志ありておこらむやまゝにすしをゆくやとせ給
いあはれしうらみんことみつけくともやまゝんせ
ゆかきやまゝおがくはゆかきすもあはれし
小あはれしうらみんことみつけくともやまゝんせ
おがこれいひあはれしとせしたるあはれし

車小なるも強いふれくわつぬ身はけり強きとれくし
りもせしこりやれししらののこふそかびしこ強し
とみられくもかきりおわさき強にこりしとを
まみし強りもとせしはけりよあられめのちつたりす
こしこふつし強く強ういしこらうたくおはす強
みうといとこしこふつとこめうせ強くおめとらま
こらこら作たれりのをちよそのほりほれよと強
かく強おとつとと強うまんぬ之し女御秋はなれ

百六十七之廿九

四十六十八

この葉にこそいふにこりし強きとかく強くえしと
なりそん古今うえまはへりとこらう強たまひし
みしこら強しなり本とかくしと女御まなみと強く
くやまもこまいとあふけりめわくま強くのこし
こらわめさしれつこら強るにこいしめへたまひ
こらま強しこらもこらわくもようと強か強るまん
とちこわしこいまうたまひしこ強ましくこらへん
しておこしこら強強ましくこら強しこら強るまん

心

追考一本無
二字為是

又之後つ不弘徽殿とのうまのけの心をかゝり
ちつふにあらつたれいよとハ一條女御弘徽殿は
これ^{母子}ふさのほろしておらあるとや
お月めしてえちかめかおらあるとや
まうまうこのかへあるとあけこのまう
まうけるそ女御のこころあはれいよと
てまうたやあ^{母子}まうまうまうまう
まうまうとあはれまうまうまうまう

けれみまうまうまうまうまうまうまう

まうまうまうまうまうまうまうまう

弘徽殿の^{母子}まうまうまうまうまうまう

お月まうまう^{母子}まうまうまうまうまう

くまうまうまうまうまうまうまうまう

お月まうまうまうまうまうまうまう

まうまうまうまうまうまうまうまう

人まうまう^{母子}まうまうまうまうまう

按諸書為産二皇子
而本書為一人恐誤

百六十七之卅

百六十七之卅

二
百六十七
世一

てはくくめれよりとめはるるおのりたきり
けしてうて終りけきはみよめおのりまます
かよひこまはつるにえまきとた田つとむい
かりおのり申てかおのりまは女房にえをい
千菊通兼家みよひとらうかしてとらう
とおのりまきとれぬとらうかしてとらう
けまらるるおのりまきとらうかしてとらう
まらるるおのりまきとらうかしてとらう

是拾遺集云のみよひとらうかしてとらう
殿の女侍のりまにけつるけつる天曆神製名
とらうかしてとらうかしてとらうかしてとらう
かよひこまはつるにえまきとた田つとむい
かりおのり申てかおのりまは女房にえをい
千菊通兼家みよひとらうかしてとらう
とおのりまきとれぬとらうかしてとらう
けまらるるおのりまきとらうかしてとらう
まらるるおのりまきとらうかしてとらう

續古今集云とらうかしてとらうかしてとらう
およこい志のりまきとらうかしてとらう

キテ有下いにかりにきねいともあつたゆりきりて
宮耀殿女仰おくまてしあえけるおとあつたれい
さつとひいとも成なるふ秋いし
井宮女仰集ま遊之る殿れ女仰のめりしたたま
さつにさつとあつたやと春日野のあつたさつとあつた
さつとさつとあつたさつとあつたさつとあつた
可さつとあつたやと成なるゆり

是月右兵衛佐佐理出家事

拾拾九紀云七月ノありぬるにいへるまのまけ
あつたさつとあつたさつとあつたさつとあつた
あつたさつとあつたさつとあつたさつとあつた
あつたさつとあつたさつとあつたさつとあつた
あつたさつとあつたさつとあつたさつとあつた
あつたさつとあつたさつとあつたさつとあつた
あつたさつとあつたさつとあつたさつとあつた
あつたさつとあつたさつとあつたさつとあつた
あつたさつとあつたさつとあつたさつとあつた
あつたさつとあつたさつとあつたさつとあつた

ありては...
人ときろ...
この...
按佐理書民部卿文範
女也生男左馬權助邦

明

尊界分脈敦忠男佐理右兵衛佐正五下
往生極樂記云延曆寺沙門真覺者權中納
言藤原敦忠卿第四男也初在俗時官歷右
兵衛佐去康保四年出家從師受兩界法阿

百六十七之卅三

彌陀供養法三時是修一生不廢按又見今昔物語
本朝文粹云從四位上藤原朝臣明子誠惶
誠恐謹言妾所生男有三人長子佐時次子
佐理少子延曆寺僧明照是也明照少登台
嶺早為比丘佐理復辭右兵衛佐腰解龍泉
心入鷲窟報恩雖說真實之理至孝皆忘白

華之篇全文在貞元元年二月

八月小 丁巳朔

一日丁巳駒牽事

日本紀畧云八月一日駒引左先取之依代始也

四日庚申皇女宗子為內親王事

日本紀畧云四日以皇女宗子為內親王

皇胤紹運錄云宗子內親王母贈皇太后懷

子伊尹公女

十一日丁卯定考事

百六十七之卅四

廿日本紀畧云十一日定考

十九日乙亥御藥間官奏令申左大臣事

類聚符宣抄云八月十九日中納言從三位

藤原朝臣伊尹宣奉勅御藥之間官奏宣申

左大臣者此日始官奏

小右記云長和四年七月十日丁巳安和御

時故殿坐關白主上御惱之間關白被下可

見官奏之宣旨彼例可尋送之由先日有命

仍聊書出奉之先了今日重引出書寫付資
平奉之其御記云康保四年八月十五日伊
尹卿來云依御惱不御覽官奏之間准攝政
大臣可見之由將奏聞之云、先是兼家朝
臣奏聞被許了云、
開關事

十日日本紀畧云十九日開關

廿四日庚辰解除事

日本紀畧云廿四日庚辰解除

廿五日辛巳季御讀經事

日本紀畧云廿五日辛巳季御讀經於八省
行之廿八日甲申季御讀經竟

廿六日壬午光孝天皇國忌事

日本紀畧云廿六日國忌

是月叡山常行堂造畢事

天台座主記云康保三年十月廿八日夜講

堂四王院延命院法花堂常行堂文殊樓等

具燒亡同四年八月己前常行堂造畢勤修恒

例不斷念佛

廿六日

前

開

廿



史料卷之百六十七

源正澄書

淨書行之

百六十七之卅六

